

所沢市 PPA 方式による第 2 一般廃棄物最終処分場太陽光発電設備導入事業  
公募型プロポーザル仕様書案

## 1. 目的

所沢市 PPA 方式による第 2 一般廃棄物最終処分場太陽光発電設備導入事業（以下「本事業」という。）は、所沢市（以下「市」という。）が所有する第 2 一般廃棄物最終処分場（以下「対象施設」という。）の屋根上等のスペースの使用を、本事業の実施者（以下「事業者」という。）に許可し、事業者が PPA 方式により設置及び運営する、太陽光発電設備及びその他の付帯設備（以下「設備」という。）から供給される再生可能エネルギーを市施設において利用することにより、温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とする。

## 2. 事業内容

### (1) 事業概要

ア 事業者は、対象施設の屋根上及び付帯設備の設置に必要となるスペースを使用し、PPA 方式により設備を設置し、維持管理すること。

イ 事業者は、運転開始日から 20 年間、設備により発電した電力の全量及びこれに付随する環境価値を市が利用する電力として供給すること。電力の供給先は、①対象施設、②市役所本庁舎、③その他の市公共施設（以下「その他施設」という。）の順とし、上位の供給先を優先すること。

ウ 市は、運転開始日から 20 年間、設備から供給される電力を、対象施設、市役所本庁舎及びその他施設において、利用するものとする。

### (2) 設備導入等概要

ア 市が一般送配電事業者から得た接続検討調査の回答を踏まえ、市と協議のうえ事業スケジュールを調整すること。

イ 事業者は、対象施設に対して現地調査、設備容量の検討及び構造調査を実施すること。詳細設計は市と協議のうえ作成し、市の承諾を得るものとする。

ウ 事業者は、着工前に地域住民へ工事内容及び工期等について、丁寧且つ適切に説明すること。また、工事中は安全対策を講じ、市、施設関係者及び住民等との調整は十分に行うものとする。なお、事業期間中に住民等から苦情があった場合は、誠実且つ速やかに適切な対応を行うこと。

エ 事業者は、事業の遂行に必要な一切の手続きその他関連業務を、漏れなく確実にすること。

オ 事業者は、設備の運転管理及び維持管理（機器の更新及び点検等を含む。）を自

らの責任で行うこと。

カ 運転期間終了後の設備の取扱いについては、撤去又は無償譲渡のいずれかとし、その方法は市と協議のうえ決定するものとする。

### (3) 事業期間等

ア 協定締結日から撤去又は無償譲渡までを事業期間とする。

イ 設備の運転期間は、運転開始日から原則として 20 年間とする。

### (4) 交付金

ア 本事業は、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業。以下「重点対策」という。）」（環境省）を活用することを前提とする事業であり、交付金は市から事業者の間接補助として交付される。

イ 「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付要綱」及び「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」並びに「地域脱炭素推進交付金 Q&A 集」を遵守すること。

ウ 「所沢市公共施設太陽光発電設備導入補助金交付要綱」の内容を十分に確認し、必要書類を作成のうえ遅滞なく提出すること。

エ 国又は市からの通知や指示等があった場合は、その内容を確認のうえ速やかに必要な措置を講ずること。

オ 事業者は、交付金の条件、補助対象経費及び補助額等を踏まえ、PPA 単価の設定に当たり適切に反映させること。

カ 事業者は、国へ交付申請等を行うにあたり必要な書類等の作成に協力すること。

### (5) 契約料金

ア オンサイト PPA 分（供給順序 1 位）

市は、設備で発電した電力のうち対象施設で使用した電力量にオンサイト PPA 単価を乗じた金額を、契約期間中、月毎に支払うものとする。なお、支払対象はオンサイト PPA 単価のみとし、基本料金は設定しない。

イ オフサイト PPA 分（供給順序 2 位）

設備で発電した電力のうち対象施設で使用しきれなかった余剰電力については、市役所本庁舎に供給すること。事業者が市へ供給する際の単価は、オンサイト PPA 単価に小売電気事業者手数料、託送料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金及びインバランス費（以下「追加料金」という。）を加算したオフサイト PPA 単価とし、市は当該単価に市役所本庁舎で使用した電力量を乗じた金額を、契約期間中、月毎に支払うものとする。なお、支払対象はオフサイト PPA 単価のみとし、基本料金は設定しない。

ウ その他施設（供給順序 3 位）

事業者は、市役所本庁舎でもなお使用しきれなかった余剰電力について、その他施設へ供給する計画及びこれに伴う契約料金等を提案すること。

#### エ その他条件

- (ア) オンサイト PPA 単価及びオフサイト PPA 単価は事業期間中一定とする。
- (イ) 電力使用量は、計量法に定める検定に合格し有効期限内である電力量計により計測するものとする。
- (ウ) PPA 単価は、月別又は時間帯別に異なる単価は使用できず、統一単価を用いるものとする。
- (エ) PPA 単価は、設備の設計、設置、運用及び維持管理、本事業に係る電気主任技術者の立会い及び点検等に要する費用、各種関連法令の規定に基づく届出等手続に要する費用、撤去、租税公課及びリスク対応費用のほか、本事業内容を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。
- (オ) 系統連系に要する費用は、接続検討回答書に記載された金額を PPA 単価に按分して算入すること。
- (カ) 設備撤去費用は、「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)に基づき算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切に積立等を行うこと。
- (キ) 市は重点対策の活用により、設備の設置にかかる費用の一部を事業者に別途負担することから、事業者は、この金額を控除したうえでオンサイト PPA 単価及びオフサイト PPA 単価を設定すること。

#### (6) 小売電気事業者

事業者は、「所沢市環境にやさしい電力の調達に係る方針第4条第2項(令和8年度環境評価項目に係る基準)」に適合する小売電気事業者を選定すること。なお、事業者と小売電気事業者間での責任分担は両者で調整し、その体制を市に報告すること。

### 3. 関連法令等の遵守

事業者は、本事業の実施に際し、別紙1の関連する法令等を遵守すること。また、今後新たに示される方針や制度改正等についても、速やかに内容を確認し、市と協議のうえ、事業者の責任において適切に対応すること。

### 4. 電力供給等の基本事項

#### (1) 電力供給計画

ア 事業者は、本事業で発電した電力及びその環境価値を最大限自家消費できるように、対象施設へ供給すること。対象施設で使用しきれない余剰電力及びその環境価値については、小売電気事業者を介して市役所本庁舎へ供給すること。市役所本庁舎でもなお使用しきれなかった余剰電力は、小売電気事業者を介してその他施設へ供給すること。

イ 発電総量に対し、PPA 単価で契約した施設において使用した本事業による電力が3か月連続で総発電量の半分を下回る場合には、協議により新たな供給先を検討することができる。

## (2) 環境価値の帰属

事業者は、本設備により発電された電力に付随する環境価値について、設備指定の非 FIT 非化石証書（発電総量に相当する環境価値、トラッキング付）を市に帰属させること。

## 5. 設備導入に関する基本事項

### (1) 提出書類の作成

別紙2の書類を提出し、市の承諾を得ること。また、その他市が指示する図書を提出すること。

### (2) 関係者への周知

事業者は、各種マニュアル等説明資料を作成のうえ、施設関係者等への説明会（工事・運営等に関する内容説明、非常時の設備操作説明等）を行うこと。内容等については市と協議のうえ決定すること。その他、調整が必要と考えられる事項については、市及び施設関係者等と十分に調整を行い、対象施設の運営等に影響を及ぼさないよう注意を払うこと。

### (3) 通常業務への配慮

ア 事業者は、既設設備及び本事業に係る設備の保守点検並びに対象施設の維持管理に、支障を生じさせないこと。

イ 事業期間中、市職員や施設関係者等が行う対象施設の管理及び点検等のための屋根等への立ち入りに支障が生じないようにすること。

### (4) JC-STAR への対応

設備の設計、施工及び維持管理は、セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）の基準に適合するよう実施すること。また、通信機能を有する制御

システムについては JC-STAR ★1 以上の等級を取得した機器を用いること。なお、将来の制度改正により JC-STAR が法令上の要件として位置付けられた場合には、当該基準に従うものとする。

## 6. 設備工事前の調査・手続

### (1) 現地調査

ア 対象施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者等への聞き取り、現地測定及び既設設備の確認等、必要な調査を実施すること。調査は、設備の設置に係る課題について、市及び施設関係者と協議したうえで行うものとする。

イ 市及び施設関係者と十分に調整し、各工程において市の承諾を得たうえで事業を実施すること。なお、対象施設は「循環型社会形成推進交付金」（環境省）を活用した被覆施設であることに留意すること。

ウ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、「周辺影響調査報告書」を作成のうえ、市に提出すること。なお、影響が懸念される場合には、市に相談のうえ必要な対策を施し、十分配慮した設計・施工をすること。特に反射光については一般的な見解のみに依拠することなく、対象施設の地理的及び気候的条件を踏まえたシミュレーション等により本件が近隣地域に及ぼす影響を確認し、必要な対策を施すこと。

### (2) 構造調査

ア 設備を設置した際に発生する加重増加等の影響について、市及び施設関係者と協議し、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、台風等の気象条件やその他外力に対して対象施設の耐久性について検証し、問題がないことを図書にまとめ、報告すること。なお、重量の上限は 300N/m<sup>2</sup> 以内とする。

イ 構造調査の際には、別途市が提供する対象施設の構造計算書や図面等の資料を参考にすること。

ウ 事業者は、対象施設への設備導入のための詳細設計を行い、市の承諾を得たうえで施工すること。なお、屋根形状に配慮し、トップライト部分を避けて設備を設置すること。設置位置については、構造上の安全性及び維持管理性を十分に考慮すること。

### (3) 各種関係手続

ア 事業者は、現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、対象施設の特性に配慮した施工計画書を作成し、市の承諾を得ること。その後、必要な各種関係手続を行

ったうえで、結果を市に提出すること。

イ 事業者は、設備の設置が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等の関連法令の規定に適合していることが確認できる書類を市に提出すること。

ウ 市が上記調査結果等を確認し、設備設置が可能と判断した後、事業者は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づく「行政財産使用許可申請書」を作成のうえ、市に申請すること。なお、行政財産使用に伴う施設使用料は全額免除（最大で事業期間）とする。

エ 事業者を提供する面積は、設備の水平投影面積として算定されたものとする。設備について間隔をあけて設置する場合、その隙間の面積も含むものとする。

オ 事業者は、各種関連法令に基づき必要な届出等手続を一覧表にまとめて市に提出するとともに、事業者の責任において所管官庁等に対し必要な手続を行うこと。

## 7. 設備の仕様等

事業者は、必要な設備工事前の調査及び手続の後、対象施設に設備の設置を行うこと。仕様の条件は以下のとおりとする。

### (1) 設備

ア 最大受電電力量は、対象施設の構造及び運営等に支障を及ぼさない範囲で、最大限確保するものとする。なお、市で実施した接続検討では最大受電電力量を 1222.1kW としているが、必ずしも当該値に制限されるものではなく、必要に応じて再検討を行うことも差し支えない。

イ 設備の据え付けは、建築基準法施行令第 39 条及び JIS C8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。

ウ 設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき実施するものとする。設計用地震力の計算の際は、耐震性能は耐震クラス S を適用すること。

エ 設備は JET 認証を取得したものであること。

オ 商用化され、導入実績があるものであること。

カ PCS の設置場所、高圧受電設備の改修及び配線ルートを選定等、設備の導入に伴う施設内電気設備の設置等については、市及び施設関係者と協議のうえ、事業者が計画を提案し、市の承諾を得ること。

### (2) その他の事項

ア プルボックスの仕様は、屋内は鋼板製、屋外はステンレス鋼板製とする。

イ 屋外部分の配管及び金物類は、全て溶融亜鉛メッキ又はステンレス製とする。

ウ 当該設備による発電量等を場内で表示するための設備を設置すること。また、対

- 象施設に既に設置されている管理棟内のモニターにも同様の表示をすること。
- エ 対象施設の管理棟には既に 20kW の太陽光発電設備が設置されている。この既設設備と本事業で設置する新設設備が相互に干渉することなく正常に機能し、対象施設の運営等に支障がないよう改修すること。
- オ 周辺環境と調和する色彩や仕様とすること。
- カ 本工事に用いる機材は、公共工事標準仕様書等の関連基準、その他の関係規格に適合する新品とし、あらかじめ市の承諾を受けること。
- キ 設備の仕様について疑義が生じた場合には、市と協議のうえ決定すること。

## 8. 工事の実施

### (1) 遵守すべき仕様

本工事は、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書（最新版）、国土交通大臣官房長官官営繕部監修公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書並びに電気設備工事管理指針に基づき施工すること。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定するものとする。また、埼玉県建築工事・機械設備工事特別共通仕様書（最新版）を準用するものとし、県に関する文言は市の該当する文言に読み替えるものとする（同仕様書中「1.6.3 図面情報電子化媒体等」を除く）。

[遵守すべき仕様書等]

- ・ 埼玉県電気設備工事特別共通仕様書
- ・ 国土交通省「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・ 国土交通省「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・ 電気設備工事管理指針

### (2) 市の権限

市は、本仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- ・ 本事業の履行についての事業者に対する指示、承諾又は協議
- ・ 本仕様書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は事業者が作成した詳細図等の承諾
- ・ 本仕様書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

### (3) 工事現場の体制等

事業者は、次に掲げる者を定めて工事現場に配置し、その氏名その他必要な事項

を市に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。なお、施工にあたっては、有資格者に従事させること。

- ・ 現場代理人

本事業の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行う。

- ・ 主任技術者（建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。）又は監理技術者（建設業法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者をいう。）又は監理技術者補佐（建設業法第 26 条第 3 項ただし書に規定する者をいう。）

- ・ 専門技術者（建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。）

#### （４） 現場管理

ア 建設業法第 24 条の 8 の規定により、「施工体制台帳」を作成し、工事現場に備え置くこと。また、「施工体系図」を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。「施工体制台帳」を作成又は変更した場合は、その写しを市に提出すること。

イ 発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、重点対策により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。

ウ 設備の配線ルートについては、対象施設の保安上・管理上支障がないルートを選定のうえ、市との協議により決定すること。設備及び配線には、対象施設の電気工作物と識別ができるよう、要所に本事業で設置されたことが分かるような表示を行うこと。

エ ハンドホール内のケーブルは適当な余長をとり、行先表示を設けること。

オ 対象施設のトイレは利用せず、事業者負担で仮設トイレ等を用意すること。

カ 現場から出入する工事関係車両は、土砂等を飛散することのないようにすること。万が一飛散した場合は、責任をもって清掃すること。

キ 作業重機、運搬車両及び仮設工事関係部分以外の駐車場等は事業者の責任において確保すること。

ク 工事関係車両は、現場前面道路に駐車及び停車しないこと（生コン車等の工事車両の待機場所は、前面道路以外の場所にする）。また、住宅街の生活道路や通学路等、住民の生活に支障を及ぼす場所での待機は避けること。

ケ 周辺環境に配慮し、原則として低騒音型建設機械・排出ガス対策型建設機械を使用すること。

コ 隣地並びに道路等に損傷を与えることのないよう十分に注意し、万が一損傷が生じた場合は、市と対応方針について協議し、承諾を得たあとで事業者の責任において補修、又は現状復旧を行うこと。

サ 工事写真は、「営繕工事写真撮影要領（最新版）」及び「埼玉県建築工事写真作成要領」を準用するものとする。撮影対象は、工事管理に関する写真（着工前、進捗状況、こ時）及び品質管理に関する写真（品質測定、試験、材料検査）とし、これらを項目ごと且つ時系列に整理したうえで、適切な説明文を付して提出すること。とりわけ後日確認のできない部分については、詳細な撮影を行うこと。また、被写体の一部を拡大して撮影する場合には、全景と拡大部分との位置関係が明確に分かるように撮影すること。さらに、写真番号、機器記号、照会記号等を用いて、撮影箇所が竣工図上で容易に特定できるようにすること。

#### （５） 作業時間

ア 緊急時を除き、入退場及び施工作业が可能な時間帯は平日9時から17時とし、対象施設の運営に支障が出ないよう留意すること。ただし、作業上やむを得ない場合は、市の承諾を得たうえで、作業できるものとする。

イ 天候等によりやむを得ず上記作業可能日時以外に作業を行う場合は、事前に市及び施設関係者と協議し許可を得ること。

#### （６） 安全対策

ア 施工にあたり、対象施設の利用や安全に支障を生じさせないように、市及び施設関係者と協議のうえ、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画すること。

イ 作業の安全には十分注意し、関係法令に従い危険防止の措置を講ずるとともに、安全管理及び安全教育を徹底すること。

ウ 工事中の安全対策の実施、施設関係者及び近隣住民との調整等は事業者が責任をもって行うこと。

エ 労働基準法及びその他の関係法規に基づいて作業をすること。足場については、足場の下さん（高さ15～40cm）を設置すること。

オ 作業現場に関係者以外が近づかないよう注意し、作業にあたっては安全確認を十分に行うこと。

カ 埋設配管施工時は、強電・弱電の離隔に十分注意すること。

キ 屋内外にかかわらず、手の届く位置にある配管及び保温等の耐久性、衝撃性に留意すること。

ク 設備の設置に際しては、対象施設に停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う作業が必要な場合は「工事計画書（工事概要・作業や停電等に係る日程表、停電お知らせ通知等）」等を作成のうえ市と協議し、市及び施設関係者が契約している電気主任技術者に報告を行い、その指示に従うこと。

(7) その他の条件

- ア 設備設置時には、屋根施工方法が分かる書面を作成し、対象施設の屋根材の止水機能及び防水機能や耐久性に影響が無いよう施工すること。
- イ 事業者の責任の下で市が指定する試験及び検査を実施し、「試験成績報告書」を提出し、その結果を市に報告すること。
- ウ 工事完成時には、市の検査を受けること。完成図書（機器仕様書、機器取扱説明書、完成図面、設備運営に関する説明書、非常時の設備操作マニュアル及び各種許認可書の写し等）を2部製本し、市に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF形式データに加え、DXF形式データ及びオリジナルCADデータを提出すること。また、重点対策を活用した箇所については、赤字等により明示し、図面上で容易に識別できるようにすること。
- エ 掘削作業にあたっては、対象箇所について事前に市と詳細な協議を行い、その後、試験掘りを実施したうえで本掘削を開始すること。
- オ 新規設備の設置工事に際し、盛土、排水溝、散水栓、バルブボックス、照明器具、感知器等の既存物の移設が必要となる場合は、施設関係者との協議及び市の承諾を得たうえで対応を決定し、事業者負担によりこれらを移設もしくは新たに設置する等、速やかに機能回復等を行う。ただし、市が機能回復等を不要としたものは、この限りではない。
- カ 一般送配電事業者との責任分界点までの配線ルートについては、避雷針点検等に影響がないように設置すること。
- キ 設備の付属機器類は原則屋外設置とすること。
- ク 設備の接地方式は、原則として既設設備との共用を行わず、独立接地とすること。接地種別は、機器構成に応じて電気設備技術基準等に適合するものとする。
- ケ 機材の取付けは、堅固且つ見映え良く行い、設備がその機能を十分発揮し期待寿命を満足するよう念入りに施工調整すること。
- コ 工事の施工部分が市の指示に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を事業者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。なお、検査及び復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- サ 事業者は、設備完成時に竣工式を実施すること。また、市が報道機関等に対して設備を公開する際には協力すること。
- シ 事業者は、本事業の実施に必要な受変電設備その他既設設備の改造を行った場合には、当該改造部分を市に引き渡し、市の所有とするものとする。なお、当該改造部分については、引渡しの日から起算して2年間を瑕疵担保期間とし、事業者の責任において無償で補修等を行うものとする。
- ス 事業者は、既設設備の改造又は既存機能に影響を及ぼす恐れのある工事を行う

場合には、事前に当該内容を示す書類を市に提出し、市の承諾を得るとともに、施設関係者と協議のうえ実施するものとする。

## 9. 設備運用・維持管理に関する基本事項

### (1) 電力供給・計測・報告

ア 事業者は、設備による電力供給、維持管理及び報告を行うものとし、これらの実施にあたっては安全に十分配慮すること。

イ 事業者は、計量法に則った適切な計測手法を提案し、市の承諾を得ること。また、対象施設及び余剰電力を供給する施設について、設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を市に提示し、承諾を得ること。

ウ 事業者は、市が発電状況等を遠隔監視できるシステムを提供すること。システムに必要な通信回線は事業者が用意し、市の通信回線には接続しないものとする。

エ 事業者は、発電電力量を毎月市に報告すること。また、温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を市に提示し、運転期間中における削減結果の検証を行うとともに、検証結果を毎年度市に報告すること。なお、市がシステムにより発電電力量等を把握できる場合であって市が報告の省略を認めたときは、この限りではない。

### (2) 保安・点検・維持管理

ア 事業者は電気主任技術者を定め、関係法令に従って電気工作物の保安業務を行うこと。また、市から指示があった場合はこれに従うこと。

イ 事業者は法令に基づく保安規定を作成し、市、施設関係者及び対象施設の電気主任技術者に確認のうえ、国に届出を行うこと。また、保安規定に基づく管理については、対象施設の電気主任技術者と事前に調整のうえ、市へ報告すること。

ウ 事業者は、対象施設の電気主任技術者とは別に電気主任技術者を選任する場合、市の承認を得ること。

エ 事業者は、市、施設関係者及び対象施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全内容及び費用負担等を協議し、設備の維持管理を適切に行うこと。また、適切な保守点検計画書を作成し、市に提出すること。

オ 事業者は、毎年度2回以上点検（停電を伴うものは、市が実施する電気設備年次点検に同調することが望ましい）を実施し、故障記録、腐食、さび、変形、ボルト及び金具のゆるみ、劣化、配線状況並びに発電効率等の確認を実施し、報告書を市に提出すること。

### (3) 故障・異常・災害時対応

ア 設備が故障又は異常を感知した場合、事業者は直ちに市、施設関係者及び電気主任技術者に書面で報告のうえ、事業者の責任と負担で速やかに修理等を実施し、機能の回復を行うこと。

イ 災害における設備の一時的な運転停止期間は事業期間に含めず、その間の市による売電収入補償は行わないものとする。それに伴う契約期間の延長については市との協議により決定するものとする。

ウ 事業者は、大規模地震、大型台風等の災害発生後は、原則として設備全般の点検及び対象施設近隣に損害を与えていないか確認し、被害拡大防止及び安全対策に万全を期すこと。また、結果を市及び施設関係者に報告すること。

エ 災害その他の非常時において、市が対象施設の防災活動又は避難所運営のために電力の提供を必要とする場合は、事業者は可能な範囲で協力し、設備により発電した電力を市に無償で提供するものとする。また、その提供方法及び範囲については、市と事業者が協議のうえ適切に定めるものとする。

#### (4) 運転停止・移設対応

ア 市が対象施設の改修工事、電気設備年次点検その他維持管理上の点検を行うにあたり設備の運転停止が必要となる場合、事業者は設備の一時的な運転停止、一時撤去、保管及び再設置に応じること。これらに要する期間は事業期間に含まれるものとし、その間の市による売電収入補償は行わないものとする。ただし、設備の移設に伴う費用負担が発生する場合、又は1か月以上の運転停止になる場合は、費用負担について市と事業者で協議のうえ決定すること。

イ 事業期間中に市の都合により対象施設の移譲、売却及び廃止等を行う場合、市は必要に応じて設備移設先を提示し、移設費用を負担する。事業者は同等条件で本事業を継続することを条件に移設等を行うこと。移設後の契約条件は市と協議のうえ決定すること。

#### (5) 補助金財産の取扱い

ア 本事業により設置される設備は、国の補助金を活用した補助対象財産であり、「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」に基づき、譲渡、貸付、担保提供、取壊し、その他の処分を行う場合には、事前に環境省の承認を得る必要がある。

イ 事業者が動産担保権（動産譲渡登記等）を設定する場合、担保権実行により第三者が補助対象財産を取得する可能性があることを踏まえ、国庫納付等の条件が付されることを理解し、関係者間で事前に合意するものとする。併せて、担保権設定の承認は関東地方環境事務所長宛に事前申請を行い、承認を得ること。

ウ 事業者は、担保権者である金融機関との契約において、当該設備の別事業者へ

の承継条項を明記するとともに、担保権者から事業継続に協力する旨の書面（念書等）を取得することを条件として、環境省及び市の承認を得るものとする。これにより、万が一事業者の倒産等が発生した場合でも、本事業が継続できるよう必要な措置を講じることとする。

(6) 系統連系・出力制御

ア 事業者は、一般送配電事業者との協議及び手続き等について、本事業が遅延なく遂行できるよう適切に実施すること。

イ 事業者は、接続契約を締結している一般送配電事業者等から、国の指針に基づく出力制御要請を受けた場合、当該要請に従い適切な方法で出力制御措置を実施すること。

10. 運転期間終了後の設備の取扱い

(1) 取扱い方法の決定

ア 運転期間終了後の設備の取扱い（撤去又は無償譲渡）については、運転期間終了の3年前を目安に市と協議を開始すること。

イ 事業者は協議にあたり、設備の撤去を行う場合の撤去費用の算出、又は設備を無償譲渡する場合の機器更新に係る費用について、市に見積等の根拠資料を添えて提案すること。

ウ 事業者は、撤去又は無償譲渡に伴い必要となる法令上の手続その他の事務について適切に対応し、その結果を市に報告するものとする。また、当該手続のうち市が対応を要する事項については、事業者が必要書類等を作成のうえ市に提出し、市の対応を求めるものとする。

エ 事業者は、事業期間終了後に市に設備を無償譲渡することとなった場合を想定して、工事完了時に太陽光引継報告書（案）を作成し、市の承諾を得るものとする。また、無償譲渡することとなった場合には、当該報告書（案）を基に最終版を作成し、その内容について市と協議のうえ決定するものとする。

(2) 設備の撤去方法

撤去した設備については、関係法令及び「太陽光発電設備リサイクル等推進に向けたガイドライン（最新版）」（環境省）等の国が示す指針等に従って適切に処理すること。

(3) 無償譲渡時の条件

事業者は、設備を無償譲渡する場合、当該設備の使用に支障がなく、且つ初期定

格出力の80%以上の発電性能を有していることを確認するための検査を実施し、その結果に基づき市と協議のうえ、契約時に見込んだ撤去費用の範囲内で市が必要と認める機器の交換又は更新を行った後、無償譲渡すること。ただし、市が追加費用を負担する場合には、その追加費用を含めた範囲で、更新又は交換の要否について市と協議のうえ決定するものとする。

#### (4) 無償譲渡後の維持管理費用の提示

事業者は、市が設備の無償譲渡を受けた後に当該設備の維持管理を継続する場合に係る年間維持管理費用（点検費用、電気主任技術者の選任費用、保険料、遠隔監視費用等を含む）の見積を、市に提示すること。また、当該費用を踏まえた10年間の維持管理シミュレーションを併せて提出すること。なお、シミュレーションの具体的な内容については、市と協議のうえで決定するものとする。

## 11. 責任分担の基本事項

事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」については、別紙3及び本仕様書のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

- (1) 事業者は本事業により、市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、火災保険及び賠償責任保険（又はこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、市へ写しを提出すること。また、市及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。なお、地震保険の加入については、提案事項として取り扱うものとする。
- (2) 事業期間中に、市による改修工事等により対象施設に雨漏り等が生じた場合、事業者は原因究明に協力すること。
- (3) 事業期間中に対象施設に雨漏り等が生じ、原因が事業者による設備設置に起因する場合は、市及び施設関係者に報告のうえ、事業者負担により速やかに修復すること。
- (4) 設備の設置や撤去等に伴い、屋根材、防水層、電気設備、又は設置工事に起因して対象施設内の建物、構造物、設備等に損傷が生じた場合、又はそれらの機能が毀損された場合には、事業者の負担により修復を行うこと。また、契約期間中に、設備の設置・維持管理等の瑕疵に起因して処分場内の建物、構造物、設備等に損傷が発覚した場合、又はそれらの機能が毀損された場合も、事業者の負担で修復を行うこと。
- (5) 設備設置に起因する事故（雨漏りによる水損事故等）が発生した場合、波及事故を起こさないよう事業者の負担で防止対策を行うこと。また、事故が発生した

場合、事業者が責任を負うこと。

- (6) 市及び事業者は、予期することのできない特別の事情により、日本国内において急激な物価変動（インフレーション又はデフレーション等）により、撤去費用について著しく不相当となったと認めた場合は、契約料金に含まれる相当額について相手方に見直しを請求することができる。その際に使用する指標については双方の協議によるものとする。
- (7) 事業者の都合により事業を終了し、又は事業期間の途中で事業を中止した場合は、事業者の費用負担により設備の撤去並びに屋根等の原状回復及び補助金返還を行うものとする。ただし、市が必要と認める場合は、設備の所有権を市に移転するものとし、その取扱いについては市と協議のうえ決定するものとする。なお、撤去費用及び補助金返還等に係る一切の費用は事業者が負担するものとする。
- (8) 事業者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、事業者負担とする。なお、企画提案内容には、質疑に対する事業者の回答についても含めるものとする。

## 12. その他

- (1) 対象施設は公共施設であるが、維持管理及び運営を民間事業者が行う施設である。このことを理解したうえで、施設関係者との協議は定期的に行うこと。
- (2) 打ち合わせ時の議事録は事業者が作成し、相互に確認したものを市に提出すること。なお、本事業を進めるにあたり、重要な事項については、文書や電子メール等、記録が残る媒体を用いること。また、電話等、口頭で調整を行った場合でも、市が必要とする調整事項については、事業者が記録を作成し、市の承諾を得ること。
- (3) ドローン等を活用した点検等を実施する場合は、市及び施設関係者に実施計画書を提出し、許可を得たうえで実施すること。
- (4) 事業者は、対象施設を本事業以外の用途に使用してはならない。
- (5) 市が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、市において提供可否を判断のうえ、提供又は貸与するものとする。貸与を受ける場合、事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、事業完了後に全貸与資料を返納又は処分しなければならない。
- (6) 事業者は本事業上知り得た内容、情報等を市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (7) 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても、実施すること。

- (8) その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、市と協議のうえ決定するものとする。